

**答 申 書**  
**( 答 申 第 327 号 )**  
令和3年(2021年)2月22日

---

**1 審査会の結論**

北海道知事が、学校法人の補助金交付等に係る関係書類に押印された法人代表者の印影について、非開示としたことは、妥当である。

**2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙2（省略）のとおり

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、以下のとおりである。

ア 「私立学校管理運営費補助金交付要綱」に規定する補助金のうち「私立専修学校等運営費補助金」により補助金を交付した学校法人「〇〇」及び「〇〇」に対する補助金に係る以下の文書。ただし、令和元年度交付に係る分。

(ア) 上記学校法人が補助金の交付を受けるために必要な北海道に提出した「北海道補助金交付規則」及び「私立学校管理運営費補助金交付要綱」等に規定されている交付申請書、事業等実績書等及びこれらに添付しなければならないとされる必要書類等の文書すべて。

(イ) 上記補助金の交付にあたり北海道が上記学校法人の申請に対して行う、交付の決定通知、補助金額の確定通知等の「北海道補助金交付規則」等に規定されている所定の文書すべて。

(ウ) 上記補助金の交付にあたり「北海道補助金交付規則」第11条による状況報告等を上記学校法人に求め又は調査を実施した場合はその内容が記された文書。

(エ) 上記(ア)から(ウ)の事項を処理するために作成した稟議書。

イ 北海道総務部法務・法人局学事課が前記アの(ウ)以外で〇〇、〇〇に対する法人運営等について監査若しくは実施調査又は指導等を実施した際の内容が記載されている報告書等の文書及びこの事項を処理するために作成した稟議書。（令和元年度に係る分。）

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象公文書を、別紙1のとおり、特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして、令和2年6月23日付け学事第886号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件処分において非開示とした情報のうち、「法人代表者の印影」（以下「本件非開示部分」という。）について、処分の取消しを求めていることから、本件非開示部分に係る処分の妥当性について判断する。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

そして、競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められる

ものとは、次のような情報をいうとしている。

(ア) 法人等又は事業を営む個人の保有する生産技術上のノウハウ等の事項に属する情報、販売、営業上の事項に属する情報等であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の事業活動が不当に損なわれると認められるもの

(イ) 経理、労務管理等の法人等又は事業を営む個人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより当該法人または事業を営む個人の事業運営が不当に損なわれると認められるもの

(ウ) 法人等又は事業を営む個人の社会的評価、社会的活動の自由等が不当に損なわれると認められるもの

また、不当に損なわれると認められるものに該当するかどうかは、当該法人等又は事業を営む個人に係る当該事業の性格、規模、事業活動における当該情報の位置付けなどを客観的に判断して行うものとされている。

イ 実施機関は、本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

一般に金銭を取り扱う業務に関わる文書その他重要書類に押印された法人代表者印については、法人が契約等を行う際に用いるものであることから、法人の内部管理上の事項に属する情報であると認められ、契約関係のない第三者にまで公開することを予定しているとはいえないことから、広く不特定多数の者に、みだりに公にされることを欲しない情報であると認められる。このような印鑑の印影を開示すると、虚偽の契約書が作成されるなどの不正使用を誘発するおそれを高め、当該法人の事業運営及び社会的評価が不当に損なわれると認められる。

また、実施機関に提出する補助金関係書類の印鑑については、特にその種類を指定していないところ、そこで使用された印鑑については、当該法人が公金である補助金の交付申請等という行為に使用する重要性を考えると、日常的な取引などに広く使用される印鑑ではなく、当該書類の記載内容が真正なものであることを証するため、重要な契約等に使用する印鑑と同程度の認証機能を有するものであると考えられる。

以上のことから、本件処分において条例第10条第1項第2号に該当するものとして非開示とした情報は当該法人の内部管理上の事項に属する情報であり、広く公にされることを予定していない情報であって、これを開示することにより、当該法人の事業運営及び社会的地位が不当に損なわれると認められる。

ウ 請求人は、本件非開示部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 条例本文は、公文書を原則として公開しなければならないと規定していることに照らすと、利益侵害情報として非開示情報に当たるためには、単に主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、情報を開示することにより、当該法人等の権利や、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を侵害するおそれが客観的に認められることが必要である。また、このおそれが客観的に認められるというためには、利益を害されることが単なる可能性があるというだけでは足りず、利益を害されることの蓋然性が高いことが要求されるというべきである。

(イ) 法人代表者印は、補助金関係書類が法人の作成した真正のものであることを示すために押印されるものであるから、作成名義人の氏名等と相まって契約等を締結したものを特定し、契約締結権限を証明するという意味を有するほか、特別な情報が含まれているわけではない。地方公共団体の契約の相手方の氏名が既に開示されている場合においては、法人等の印影は付随的な情報にすぎず、これを開示されたからといって、当該法人の正当な利益が損なわれるとは認められない。

(ウ) 印影の開示と偽造等の犯罪行為の誘発との間には相当の因果関係が客観的に認められることが必要であるが、情報公開により印影を手に入れて、それをもとに印鑑を偽造して使用される危険性は、それほど高いものではなく、偽造の可能性がないとまではいえないが、蓋然性が

高いといえるものではない。

エ 一般に、法人代表者印の使用目的や法人における管理状況は、法人ごとに様々であり、その印影は、広く公にされている場合を除いて、一般に公開されることを欲しない、法人の内部管理上の事項に属する情報である。

特に、法人代表者印が押印された書類が、契約行為や融資の申請などの法人が事業運営を行う上で重要性の高い活動に係るものであることが認められる場合、当該代表者印の印影は、認証機能が高いものであると社会的に評価されると考えるのが合理的である。

そして、このような印鑑の印影が広く公にされると、それを偽造し、虚偽の契約書等が作成されるなどの不正な使用を誘発するおそれが高まると想定される。

さらには、認証機能が高いと社会的に評価される印鑑が、ひとたび不正に使用された場合には、そのことにより、法人の社会的信用が大きく損なわれ、かつ、法人の経済活動に甚大な損害が生じる蓋然性があると客観的に認められる。

したがって、そのような印影を開示すると、法人の事業活動が不当に損なわれると認められる。

オ 本件非開示部分は、「令和元年度補助金等交付申請書」、「事業予算書」、「補助事業等実績報告書」及び「補助金等精算書」に押印された、〇〇及び〇〇の法人代表者印の印影である。

補助金は、当該法人が事業を運営するにあたっての経費に充当されるものであると考えられ、その交付申請等の行為は、法人の活動として重要性の高いものであると認められる。したがって、補助金に係る交付申請書等は、法人が事業運営を行う上で重要な書類であり、そこに押印された法人代表者印の印影は、認証機能が高いものと社会的に評価され、これが公にされると、悪意ある者に当該代表者印が偽造され、不正に使用されるおそれが高まると認められる。

また、近年のコンピュータ及びスキャナー等の電子機器の技術進展に伴い、容易かつ精巧に複製することが可能になった現状を踏まえると、当該法人代表者印が、ひとたび偽造され不正に使用されてしまうと、当該法人の社会的信用が大きく損なわれ、かつ、当該法人の経済活動に甚大な損害が生じるおそれがあると客観的に認められる。

以上のことから、本件非開示部分は、開示することにより当該法人の事業活動が不当に損なわれると認められるものであり、本件処分は妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和2年11月10日	○ 諮問書の受理（諮問番号637） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧口頭意見陳述聴取結果記録書、⑨対象公文書の写し）の提出
令和2年11月12日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
令和2年11月24日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和2年12月2日 （第二部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和3年1月13日 （第二部会）	○ 審議
令和3年2月9日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
令和3年2月15日 （第106回全体会）	○ 答申案審議
令和3年2月22日	○ 答申

別紙 1

本件開示請求において、実施機関が特定した公文書の名称及び開示しない部分の概要

公文書の名称	開示しない部分の概要	開示しない理由
決定書「令和元年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」（令和2年3月17日付け決定学事第2509号）	法人代表者印の印影	北海道情報公開条例第10条第1項第2号に該当 法人の内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められるものであるため。（以下「2号情報」という。）
決定書「令和元年度私立専修学校等管理運営費事業に係る補助金の額の確定について」（令和2年4月28日付け決定学事第343号）	法人代表者印の印影	2号情報に該当するため。
決定書「令和元年度私立専修学校等管理運営費補助金の交付決定について」（令和2年3月30日付け決定学事第2678号）	法人代表者印の印影	2号情報に該当するため。
決定書「令和元年度私立専修学校等管理運営事業の額の確定について」（令和2年4月21日付け決定学事第252号）	法人代表者印の印影、口座振替払の振込先銀行等の名称、支店名及び口座番号	2号情報に該当するため。
決定書「私立各種学校等指導検査の結果について」（令和2年3月16日付け決定学事第2501号）		